

豊田市ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的及び対象者）

第2条 この補助金は、介護支援専門員の業務負担軽減の取組を支援するため、その経費を負担した居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメント事業所を交付対象者（以下「補助事業者」という。）として補助金を交付することにより、地域のケアマネジメント提供体制の確保に向けた対策を行うことを目的とする。

（交付の対象、基準額及び補助対象経費）

第3条 この補助金の交付の対象事業、基準額及び対象経費は別表のとおりとする。

（交付額の算定方法）

第4条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- （1）別表の第1欄に掲げる事業について、第2欄に定める項目毎の基準額と第3欄において対応する対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額（補助率：10／10相当）とする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書及び添付書類は様式第1号をもって代えることとし、別に定める日までに市へ提出するものとする。

（交付の決定通知）

第6条 前条の規定により補助金等の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金等の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知しなければならない。

2 補助金等交付の決定をする場合は、市長は補助金等交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

（計画変更）

第 7 条 規則第 8 条の規定による計画変更承認申請書及び添付書類は様式第 1 号をもって代えることとし、別に定める日までに市へ提出するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 9 条 規則第 10 条に定める補助事業等実績報告書及び添付書類は様式第 3 号をもって代えることとし、別に定める日までに市へ提出するものとする。

（額の確定及び交付）

第 10 条 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第 4 号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。

（交付の条件）

第 12 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、様式第 5 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市へ報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。
- （2）補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。
- （3）補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び愛知県の負担又は補助を受けてはならない

（委任）

第 13 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 9 月 1 5 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。

別表（第 3 条関係）

1 事業	2 基準額	3 対象経費
介護支援専門員業務負担軽減支援事業	居宅訪問時の同行支援 (ア) 中山間地域等※ 1 離島等地域 ※ 2 に事業所が所在する場合 30 分未満の同行支援 1 回につき 3.5 千円 30 分以上の同行支援 1 回につき 5 千円 (イ) 中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合 30 分未満の同行支援 1 回につき 2.5 千円 30 分以上の同行支援 1 回につき 4 千円	介護支援専門員の安全確保対策やハラスメント対策のため、利用者宅に複数で訪問する場合の経費（人件費、雇用に係る経費等）

※ 1 「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）の第一号に定める地域をいう。

※ 2 「厚生労働大臣が定める地域」（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）に掲げる地域をいう。

様式第 1 号（第 5 条及び第 7 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者）住 所
事業所名
代表者名

年度豊田市ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金
の（変更）交付について（申請）

このことについて、次のとおり補助金を（変更）交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 請求明細書（別紙 1）
- 3 その他参考となる資料

別紙 1（居宅訪問時の同行支援）

請求明細書

1 介護支援専門員の安全確保対策やハラスメント対策のため、利用者宅に複数で訪問する場合の経費

対象経費	積算根拠	金額
人件費※ 1		円
交通費※ 2		円
雇用に係る経費※ 3		円
その他		円
合計金額		円

※ 1 訪問先の滞在時間以外の移動時間に係る経費も含む

※ 2 同行者に対し人件費とは別に事業所が交通費を負担した場合

※ 3 同行者を新たに雇用した場合に係る経費

2 基準額の積算

（1）中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合

30 分未満の同行支援（a）	回×3, 5 0 0 円	円
30 分以上の同行支援（b）	回×5, 0 0 0 円	円
基準額（a + b）		円

（2）中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合

30 分未満の同行支援（a）	回×2, 5 0 0 円	円
30 分以上の同行支援（b）	回×4, 0 0 0 円	円
基準額（a + b）		円

3 交付申請額

円

様式第 2 号(第 6 条関係)

豊 発第 号

様

補 助 金 等 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で交付申請のあった 年度豊田市ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金については、豊田市補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 補助金等の額 金 円
- 2 この補助金等の対象となる事業
- 3 補助金等交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金の対象となる事業の内容は、先に提出された交付申請書記載のとおりであること。
 - (2) この補助金の取扱いについては、豊田市ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金交付要綱の定めるところによる。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

住 所
事業所名
代表者名

年度豊田市ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金
の実績報告について（報告）

年 月 日付の豊 発第 号で交付決定を受けた 年度豊田市ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 請求明細書（別紙 1）
- 3 その他参考となる資料

豊 発第 号
年 月 日

様

補助金等確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度豊田市ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金については、豊田市補助金等交付規則第 1 1 条の規定により、下記のとおり補助金等の額を確定したので、通知します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 補助金等の額 金 円
- 2 この補助金等の対象となる事業

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

豊田市長 様

住 所
事業所名
代表者名

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け豊 発第 号により交付決定があった豊田市ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金について、豊田市ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金交付要綱第12条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179号）第15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税額

金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

金 円
- 4 補助金返還相当額

金 円
- 5 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。